

消費者行政の充実に向けた継続的な財政支援

【担当省庁】消費者庁

奈良県における取組

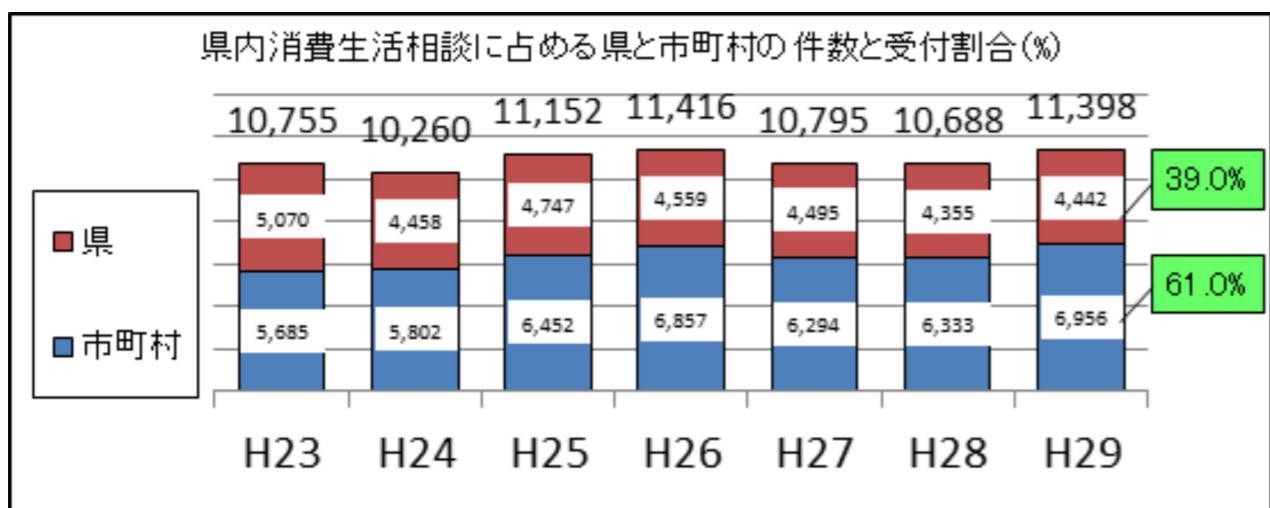
1 市町村の相談窓口の充実に対する支援

- 「いつでも、どこでも」をキーワードに市町村で継続的な相談体制を確立するため、近隣市町村が連携して相談窓口の開設を行うことなどにより、**県内全ての市町村が有資格者による相談窓口を設置**

【市町村の相談窓口の開設状況】	
窓口開設市町村	平成29年度現在
設置済	39市町村
うち週4日以上	29市町村(9町村)
うち週3日	0
うち週2~1日	10市町村
未設置	0
合 計	39市町村

注:()内の数値は、行政職員を含め、窓口を週4日以上開設している町村数

- 複数の市町村による**広域連携の促進**を図るとともに、各相談窓口の相談日を増やすことにより、**市町村の相談窓口の機能強化**を実施



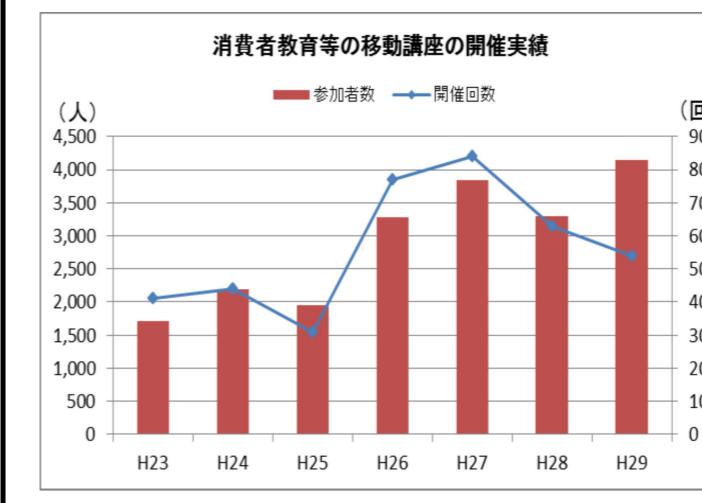
2 市町村支援体制の強化

- 県消費生活センターは、中核センターとして市町村による解決困難な事案や複数の市町村をまたぐ広域的な事案を取り扱う**センター・オブ・センターズとして機能**
- 市町村に対する適切な助言等**を行うために、県消費生活センターに、高度専門相談員（弁護士）や消費者トラブル解決支援指導員（警察官OB）を配置し、高度・専門的な相談への対応やあっせんによる解決、市町村への巡回指導を実施

3 消費者教育の推進

○本県の消費者教育に関する意識・実態を踏まえ、平成27年度に「消費者教育推進計画」（平成28～30年度）を策定。今年度、社会経済情勢の変化を踏まえ、同計画を改定予定。

○草の根の活動として、**中学校や高等学校、老人クラブ等に対する移動講座**や**消費者被害の未然・拡大防止のための啓発活動**を実施



県内大学での移動講座（H30年5月）
「20歳になったらご用心！」

国にお願いすること

地方消費者行政の充実・強化を図るために、特に下記の事項について、**消費者行政推進交付金に係る支援の強化・継続**による財政措置を講じられたい。

- 1 市町村の相談窓口の体制の維持・充実に対する支援
- 2 県による市町村支援体制の強化に対する支援
- 3 消費者教育の推進に関する支援
(消費者教育推進計画の円滑実施に対する支援)

【県担当部局】 くらし創造部消費・生活安全課